

豊根中学校生徒心得

2022. 3. 10改正

私たち豊根中学校生徒は、常に「場に応じた格好」を考えて生活します。

- 1 髪型** 場に応じたもの 例) 体育の時は縛る。髪ゴムは何色でも可。髪飾り・ワンポイント可。シュシュは避ける。

2 服装

- (1) 男子生徒…冬：黒の学生服（標準型）、指定のパーカー・スウェット
夏：白のカッターシャツ・開襟シャツまたはポロシャツ
*第1ボタンまで閉める
- (2) 女子生徒…冬：黒のセーラー服（標準型）、指定のパーカー・スウェット
夏：夏用のセーラー服またはポロシャツ
*リボンをきちんと結ぶ
- (3) 体操服……指定のもの（ポロシャツ・駅伝部のTシャツ可）
- (4) 運動帽……白帽
- (5) 防寒具……指定のウインドブレーカー、手袋、マフラー、ニット帽など。
*ウインドブレーカーはいつ着用するか、自分で判断する。
ただし、社会のマナーとして、場に応じて脱ぐ。
*防寒具は、華美でないものを着用する。

3 靴・鞄など

- (1) 靴 …通学用の靴・運動靴は何色でも可。ただし、運動靴は動きやすい靴を選ぶ。
- (2) 上履き…指定の靴
- (3) 体育館…体育館シューズ
- (4) 鞄 …指定のもの
*指定外のものを使用する場合は華美にならず、用途に適したものを使用する。
- (5) 靴 下…場に応じたもの 例) 何色でも可。ワンポイントも可。

4 通学

バス通学、自転車通学、徒歩通学

5 申し出が必要なもの

- (1) 欠席・遅刻・早退
- (2) 施設・設備・備品等の破損、紛失
- (3) 休業中の施設・設備等の使用
- (4) 生徒だけで校区外へ出かけるとき

*問題が生じたときは、生徒会執行部を中心にして確認し合う。

*改正手続きについては、生徒・保護者・職員の協議を経て、学校長の承認によって行われる。